

農地の貸借の手続きが変わります

【変更内容について】

- 令和6年度をもって農業経営基盤強化促進法の改正により貸し手と借り手の相対による利用権設定の手続きが廃止されます。

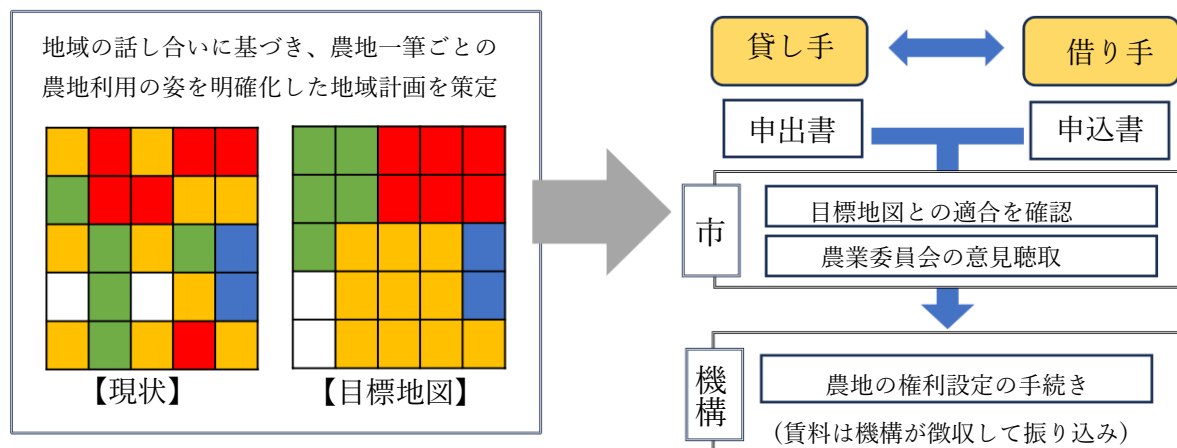
地域計画策定後は農地中間管理機構(農地バンク)を介しての賃貸借または農地法第3条による賃貸借のみとなります。

- ※ 契約期間中の利用権設定は、地域計画策定日以降であっても、その契約期間満了日まで有効です。

地域計画策定後

(R7年4月1日以降)

農地中間管理機構による貸借のみ



- 地域計画後策定は農地中間管理機構を介しての賃貸借のみとなり、借受者については地域計画(目標地図)に名前が掲載されていることが条件となります。